

町民の理解を得てきた。平成19年度以降については、次の支援策を検討していくことなどから、条例廃止をしなかった。遡及して支援することはできないと思う。

Q 公平性などの観点から支援できる制度設計を行う必要があるのでないか。

A 理事者と相談して、今後支援できる方法を検討していきたい。

◆一般会計補正予算(第8号)

歳入歳出ともに1億6,789万円を追加し、予算総額55億2,200万円とするものです。

今補正は、国の補正予算に係る事業の追加及び事務事業の確定等によるものです。主な補正の内容は次のとおりです。

## 歳入

### 総務費

○委託料 1,666万円

○備品購入費 2,834万円

自治体情報システム強靱性向上事業に係る経費です。

### 負担金、補助及び交付金

436万円

総合行政情報システム導入事業で社会保障・税番号制度システム整備に係る経費です。

### 積立金

1億2,421万円

ふるさとづくり基金積立金のうちスズキ株式会社から宿泊交流施設建設に対する寄附金1億2,000万円です。

### 民生費

### 負担金、補助及び交付金

1,328万円

自立支援給付費負担金です。

### 衛生費

### 負担金、補助及び交付金

4,700万円

病院事業に対する補助です。

### 土木費

○委託料 3,624万円

うち町道除排雪等の経費と

して3,530万円です。

## 歳入

指定寄附金1億1,650万円が計上。スズキ株式会社から宿泊交流施設建設に対する寄附金1億2,000万円とその他ふるさと納税の実績等によるものです。

宿泊交流施設建設については、先の第5回臨時会において意見を付している事業であり、経過を踏まえ、寄付を受けるに至った経緯経過等について説明を求めた。

Q 負担付寄附の可能性があり、指定用途に使用できない場合、明確な考え方と取り扱いを明確化する必要がある。

A この度の寄付は、指定用途に使用できない場合、返還条件が付与されているものではない。指定用途に使用できない場合は町として考えていかなければならない。

その後の委員会審議において、「建設費は想定をはるかに超える、2倍以上の額は唐突である。付した意見が遵守

されていない。寄付金は、指定用途に使用できない場合の取り扱いが明確でない。建設費、備品、周辺整備など多額の財政負担が生じる。」などの意見が出されました。

### ◆一般会計補正予算(第9号)

歳入歳出ともに9,020万円を追加し、予算総額56億1,220万円とするほか、繰越明許費の設定です。

今補正は、地方創生加速化交付金及び特別交付税の交付額の確定によるものです。

主な補正の内容は次のとおりです。

## 民生費

### 委託料

1,530万円

高齢者向け快適居住空間構想樹立及び地域人材バンク窓口機能構築に係る経費です。

### 農林業費

○委託料 1,929万円

地域材ブランディング・新商品開発、一の橋地区地域熱

供給効率化改善計画策定に係る経費です。

### 商工労働費

○委託料 780万円

五味温泉客室改修実施設計等の経費です。

○委託料 3,065万円

移住定住総合窓口運営事業等の経費です。

○委託料 1,716万円

台湾からの訪日観光促進として名寄市、美深町との広域連携事業、モンゴル大学を含めた産学官連携による薬用植物栽培調査等事業、地域経済循環調査等に係る経費です。

委員から「広域連携事業において、下川の基幹産業である農業においても視野に入れて取り組むべきである。」との意見がありました。

以上、当委員会として審査を行った結果、意見を付して、全て原案どおり可決すべきものと決しました。